

2項の保守点検の回数の特例の規定の文中「通常の使用状態において」とあるのを「使用状態に応じて」に改め、実体に即した保守点検を行う規定にされるよう検討されたい。

- ・ 净化槽に流入する各種家庭用品の净化槽に及ぼす影響を明らかにするための「実証制度」の創設を検討されたい。
- ・ 法定検査に関し、都道府県知事が净化槽管理者に対して指導、助言、勧告等をすることができるようになったことに伴い、指定検査機関も一つ一つ問題を克服して行かねばならないが、問題は適正な処理機能を有する净化槽が下水道につながれて净化槽が減少していることである。この対策を検討されたい。
- ・ 検査拒否者及び未受検者への行政指導の強化を要望する。
- ・ 11条検査の効率的な推進に関し、BODを導入することを環境省は薦められているが、その協議に1年くらいかかるといふと聞いているが、この期間の短縮を要望したい。
- ・ 指定検査機関は都道府県知事から指定されて業務を行っているが、指定検査機関に対して調査権を付与するなど、また、検査員の身分を国家資格者にするなどを検討していただきたい。
- ・ この度、都道府県の行うべき指導事務が明確にされたが、指導の範囲、指導の内容、勧告の時期及び罰則適用等について、全国で共通した指導が計画的に行われるよう、また、都道府県及び全净協等を通じて市町村の行政に対してもその旨の徹底がなされる仕組みを検討していただきたい。
- ・ 受検率向上策として、国が目標・達成年度・達成方策等について都道府県計画にその策定を指示し、その成果を把握し、指導される仕組みを検討されたい。
- ・ 都道府県知事が指定検査機関を指定するだけに止まらず、積極的に活用する方法を検討されたい。
- ・ 净化槽の設置、保守点検、清掃、法定検査について、下水道との対比において公からの財政措置が実現できるよう検討されたい。また、中小企業育成のための融資制度や優遇措置等を净化槽工事業者、净化槽保守点検業者及び净化槽清掃業者に適用することを検討されたい。

### 3. その他

#### ① 単独処理净化槽の対策について

- ・ 全面的に単独処理浄化槽の新設廃止を図るため、法第3条の2のただし書きを削除することによって実現するよう検討されたい。
- ・ 個人が所有する既設単独処理浄化槽について市町村の所有に権利移転できるよう措置する制度を創設し、併せて年度計画を立てるなど、时限（概ね10年以下で全て合併化する）を設けて浄化槽へ転換する制度を設けられるとともに、これを行う市町村に対して国及び都道府県が財政上の支援を行うことができるよう検討されたい。
- ・ 既設単独処理浄化槽を所有する設置者が、合併処理浄化槽への設置替えを検討するに足る説明要件（設置替えの必要性、経費、行政からの財政支援等）を検討されたい。
- ・ 違法に設置される単独処理浄化槽に対し、都道府県に指導の強化を求めるだけでなく、強い行政措置等が執れるよう対応を検討されたい。

② その他として、次のことについて検討をお願いする。

- ・ 浄化槽工事業者が浄化槽設置届書を作成できる制度について
- ・ 家屋の新築に伴う浄化槽の設置手続きについて、事前に保健所長の審査を受け、その審査結果を建築確認申請書に添付して特定行政庁に提出する方法。この際、保健所長が浄化槽設置予定者に対して必要な教育等を行うとともに、7条検査が確実に実施されるための手続きについて
- ・ 下水道法第11条の3においては3年以内に水洗便所に改造することを義務付けているが、浄化槽法においてもこれと同様に計画区域内における一定期間内の浄化槽設置の努力規定を設けることについて
- ・ 下水道整備区域内に設置されている単独処理浄化槽、合併処理浄化槽を下水道に接続しない方策について
- ・ 平成3年6月12日付け衛生第32号厚生省生活衛生局水道環境部長通知「合併処理浄化槽設置整備事業と下水道事業との調整について」の記第4項「下水道の処理区域においては、合併処理浄化槽は遅滞なく下水道に接続されることであることを削除することについて
- ・ 浄化槽法第16条(認定の更新)の工場生産型浄化槽の登録更新時の要件として、全淨協登録浄化槽のように、その更新時に実地調査の結果によつては構造的改善を行うことを条件とする制度について
- ・ 浄化槽を設置する建物においてディスポーザを使用することについて
- ・ 浄化槽汚泥を処理する施設として、廃棄物処理法に基づく市町村の屎尿処理施設に代えて、浄化槽法において浄化槽汚泥処理施設を設けるこ

とができるようにすることについて

- ・ 廃棄物処理法第13条の2に規定されている「情報処理センター」のような業務を行う新たな団体を浄化槽法令に基づいて設置することについて
- ・ 都道府県・市町村が、法の遵守状況をフォローするシステムを作つて明確な監視体制を整備することについて
- ・ 変更届出の提出についても廃止届出と同じように浄化槽の現状把握に必要であるため、省令に盛り込む必要があるのではないか。